

音楽映像製品卸売り、小売、レンタルの 管理弁法

2006年11月3日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

音楽映像製品卸売り、小売、レンタルの管理弁法

(2006年11月3日文化部公布)

第一章 総 則

第一条 音楽映像製品卸売り、小売、レンタルへの管理を強化し、音楽映像に係るビジネスの発展と繁盛を促進し、公衆の文化生活を豊かにし、社会主義の物質文明と精神文明の構築を促進するため、『音楽映像製品管理条例』の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、コンテンツを収録してある録音テープ、ビデオテープ、レコーディングディスク、コンパクトディスク及びビデオコンパクトディスク等音楽映像製品の卸売り、小売とレンタル等活動に適用する。

第三条 音楽映像製品の卸売り、小売、レンタルに従事するものは、憲法及び関連法律・法規を順守し、人民に奉仕する、社会主義に奉仕する方向を確実に向かい続け、経済の発展及び社会の進歩に有利な思想、道徳、科学技術と文化・知識を伝達しなければならない。

第四条 国では以下の内容を載せてある音楽映像製品の経営を禁止する。

- (一) 憲法によって定めた基本原則に反するもの；
- (二) 国家の統一、主権及び領土の保全に危害を加えるもの；
- (三) 国家機密を漏洩し、国家安全を危害するか或いは国家の栄誉と利益を毀損するもの；
- (四) 民族間の怨恨や民族差別を扇動し、民族間団結を破壊する若しくは民族的風習を害するもの；
- (五) 邪教と封建迷信を宣伝するもの；
- (六) 社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊するもの；
- (七) 猥褻、賭博、暴力を宣伝し又は犯罪を教唆するもの；
- (八) 他人を侮辱又は中傷し、他人の合法的権利を侵害するもの；
- (九) 社会良俗又は民族の優秀な文化伝統に危害を加えるもの；
- (十) 法律や行政法規及び国の規定で禁止したその他の内容を含めたもの。

第五条 文化部は全国における音楽映像製品の卸売り、小売、レンタルに対する監督管理責任を負う。県級以上地方人民政府文化行政部門は、自行政区域内の音楽映像製品卸売り、

小売、レンタルへの監督管理に責任を負う。

第六条 わが国は音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル活動に対して許可制度を実施する。如何なる機構や個人でも許可を得ずに音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル活動に従事してはならない。

本弁法に従って発行された許可証と認可書類の改ざん、転売、レンタル、貸し出し又はその他の方式による違法譲渡をしてはならない。

第七条 文化部は、全国音楽映像市場の発展計画の制定、全国音楽映像市場へのマクロ調整に責任を持つ。

省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門は、全国音楽映像市場の発展計画と自地区の経済社会发展情勢に基づき、自地区の音楽映像市場発展計画を制定し、自地区における音楽映像市場の健全な発展を指導する。

第八条 わが国は音楽映像製品の経営機構が国産音楽映像製品を発行するよう奨励、支持する。わが国は音楽映像製品経営機構が農村で発行ネットワークを築き、音楽映像製品を販売するよう奨励、支持する。

第九条 文化行政部門及びその職員は音楽映像製品卸売り、小売、レンタル活動に従事するか又は方式を変えて従事してはならず、また、音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構の経営活動に参加するか或いは方式を変えた参加をしてはならない。

第二章 経営機構

第十条 音楽映像製品卸売り機構の設立申請は、所在地である省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門に報告しその審査・承認を経なければならず、且つ以下の書類を提出しなければならない。

(一)申請書。音楽映像製品卸売り機構の名称、住所地、法定代表者又は主要責任者の姓名、住所地及び申請する主な事項を明記すること；

(二)名称予備認可通知書と定款；

(三)登録資本金額及びその証明書類；

(四)経営用場所の財産権証明又は賃貸意向書；

(五)法定代表者又は主要責任者の身分証明書類；

(六)業務範囲に適した組織構成と要員の証明書類；

(七)法律、行政法規で定めたその他の資料。

文化行政部門は、申請受理日より 30 日間内に承認するかしないかを決定するものとする。承認する場合、『音楽映像製品経営許可証』を発行し且つ登記のために文化部に報告し登録を行う。申請人は『音楽映像製品経営許可証』を持参して工商行政管理部門で登記し、法律に基づき営業許可証を取得する。承認しない場合、その理由を説明するものとする。

第十一条 音楽映像製品小売、レンタル機構の設立、若しくは個人が音楽映像製品小売、レンタル業務への従事を申請する場合、所在地にある県級人民政府の文化行政部門に報告しその審査・承認を経なければならず、且つ以下の書類を提出しなければならない。

(一)申請書。申請する機構の名称又は個人の商号、住所地、法定代表者或いは主要責任者の姓名、住所地及び申請する主な事項を明記すること；

(二)名称予備認可通知書と定款；

(三)経営用場所の財産権証明又は賃貸意向書；

(四)法定代表者又は主要責任者の身分証明書類；；

(五)法律、行政法規で定めたその他の資料。

文化行政部門は、申請受理日より 30 日間内に承認するかしないかを決定するものとする。承認する場合、『音楽映像製品経営許可証』を発行し且つ一級上の地方人民政府文化行政部門に報告し登録を行う。申請人は『音楽映像製品経営許可証』を持参して工商行政管理部門で登記し、法律に基づき営業許可証を取得する。承認しない場合、その理由を説明するものとする。

承認を経て設立した音楽映像製品卸売り機構は、承認された元の卸売り経営場所で音楽映像製品の小売、レンタル業務に従事できる。

第十二条 音楽映像製品の出版機構は、国の関連規定に基づき自機構が出版した音楽映像製品の卸売りや小売を行うことができる。自機構が出版したもの以外の音楽映像製品の卸売り、小売業務に従事する場合、本弁法第十条、第十一条の規定に従って審査・承認と登記手続きを行わなければならない。

第十三条 音楽映像製品経営のチェーン店を設立するものは、以下の要件を備えなければならない。

(一)確定した名称と定款があること；

(二)確定した業務範囲があること；

(三)登録資本は 100 万元以上とし、うち、全国的チェーン店を経営するものは、登録資本

が 500 万元以上でなければならない；

(四)5 個以上の音楽映像製品直営チェーン店舗又は 10 個以上のチェーン専門カウンターを設置するよう計画したこと；

(五)業務範囲の要求に適した組織構成及び要員を有すること；

(六)対応する管理制度とコンピュータによる管理条件を備えること；

(七)法律、行政法規によって規定したその他の条件。

第十四条 音楽映像製品チェーン経営機構の設立申請は、所在地である省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門に報告しその審査・承認を経なければならない。全国的な音楽映像製品チェーン経営機構の設立申請は、その本社の所在地である省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門に報告し確認・同意を取得した後、文化部に報告し審査・承認を取得しなければならない。

申請する機構は、以下の資料を提出しなければならない。

(一)申請書。機構の名称、住所地、法定代表人又は主要責任者の姓名、住所地及び申請する主な事項を明記すること；

(二)名称予備認可通知書と定款；

(三)登録資本金額及びその証明書類；

(四)チェーン経営機構本社経営用場所の財産権証明又は賃貸意向書；

(五)チェーン経営機構本社法定代表人又は主要責任者の身分証明書類；

(六)音楽映像製品チェーン経営機構の組織構成、配達機構及び配達管理制度等状況。

(七)相応するコンピュータ管理条件の証明書類；

(八)法律、行政法規で定めたその他の資料。

文化行政部門は、申請受理日より 30 日以内に承認するかしないかを決定するものとする。承認した場合、『音楽映像製品経営許可証』を発行し、申請人が『音楽映像製品経営許可証』を持参して工商行政管理部門で登記し、法律に基づき営業許可証を取得する。承認しない場合、その理由を説明するものとする。

承認と登記登録を経なかったものは、機構名称に「チェーン」との文字を使用してはならず、チェーン方式による音楽映像製品卸売り、小売、レンタル経営活動に従事してはならない。

第十五条 音楽映像製品チェーン経営機構は、直営チェーンとフランチャイズチェーンの経営方式を利用できる。フランチャイズチェーン方式を利用するものは、直営チェーン店を一年間以上経営した経験を有さなければならず、且つ元審査・承認部門に報告し確認を得なけれ

ばならない。

直営チェーンとは全てのチェーン店舗が、チェーン本社の全資出資若しくは持ち株によって開設され、本社の直接管理を受けて統一に経営することを言う。

フランチャイズチェーンとは、チェーン店舗はチェーン本社の資本参加によって設立されるか或いはチェーン本社との資産関係を有さずに、本社と契約を締結して本社の商標や名称、経営技術及び本社商品のフランチャイズ権を取得することを言う。

音楽映像製品チェーン経営機構の配達センター及び直営チェーン店舗の名称は、その本社名称にある商号を使用しなければならない。フランチャイズチェーン店舗は、その本社の合意を得た場合、その本社名称にある商号を使用できる。

第十六条 承認を経て設立した音楽映像製品チェーン経営機構が、直営チェーン店舗を開設する或いはチェーン経営カウンターを設立する場合、単独に『音楽映像製品経営許可証』を取得しなくてもよく、チェーン経営機構本社より発行した『音楽映像製品経営許可証』のコピーで店舗所在地である県級人民政府の文化行政部門に報告し登記した後、工商行政管理部門で法により営業許可証を取得できる。

承認を経て設立した音楽映像製品チェーン経営機構がフランチャイズチェーン店舗を開設する場合、チェーン店舗は本弁法第十一条の関連規定に基づき審査・承認手続きをしなければならない。既に『音楽映像製品経営許可証』を取得したものは、関連規定に従って変更手続きを行うものとする。

第十七条 情報ネットワークを介して音楽映像製品の経営業務に従事する機構の設立を申請する場合、本弁法第十条の関連規定を参照して審査・承認手続きを行い、当該機構のウェブサイト或いはリンクするウェブサイトの名称、住所地と電子メールアドレス等状況を所在地である省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門に報告し登記する。

第十八条 音楽映像製品の卸売り、チェーン経営機構は、インターネットを介して音楽映像製品の経営業務に従事することができるが、自機構の『音楽映像製品経営許可証』、ウェブサイト或いはリンクするウェブサイト名、電子メールアドレス等資料を揃えて、所在地である省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門に報告し登記して、はじめて経営できるものとする。

第十九条 申請人が音楽映像製品卸売り、小売、レンタル業務への従事を申請する場合、事実に基づいて行政機関に関連資料を提出し、且つその申請資料の真実性に責任を負わなければならない。

第二十条 文化行政部門が音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル、チェーン経営機構又

はインターネットを介して音楽映像製品の経営業務に従事する機構の設立を承認する場合、若しくは個人が音楽映像製品の小売、レンタル業務に従事することを承認する場合、承認文章を公開しなければならず、公衆はそれを検索・閲覧する権利を持つ。

第三章 経営と管理

第二十一条 音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル業務に従事する機構又は個人は、以下の音楽映像製品を経営してはいけない。

(一) 音楽映像出版機構以外のものによって出版された音楽映像製品又は音楽映像出版機構が法律に違反して出版した音楽映像製品；

(二) 音楽映像複製機構以外のものによって複製された音楽映像製品又は音楽映像製品複製機構が法律に違反して複製した音楽映像製品；

(三) 文化部による承認を経ずに輸入された音楽映像製品；

(四) 研究や教育参考に供す又は展覧や展示用に輸入した音楽映像製品；

(五) 他人の著作権を侵害した音楽映像製品；

(六) その他違法な音楽映像製品。

第二十二条 音楽映像製品の小売、レンタル業務に従事する機構又は個人は、音楽映像出版、卸売り機構から仕入れなければならない。音楽映像の出版、卸売り機構が音楽映像製品の卸売りに、国の関連規定に従って出荷票を提供しなければならない。出荷機構若しくは仕入れ機構が、検証に備えて出荷、仕入れ伝票及び関連証票資料を出荷日或いは仕入れ日より2年以内に保管しなければならない。

音楽映像製品小売機構及び音楽映像製品小売業務に従事する個人が、音楽映像製品を販売する場合、インボイス又は領収書を発行し、音楽映像製品の名称、価格と金額を明記しなければならない。音楽映像製品レンタル機構と音楽映像製品レンタル業務に従事する個人は、音楽映像製品のレンタル時間、名称と数量等事項を記録しなければならない。

第二十三条 音楽映像出版機構が出版した音楽映像製品や音楽映像製品完成品の輸入機構が輸入した音楽映像製品は、文化部の監督を受けて製造した音楽映像製品偽造防止マークを貼り付けなければならない。

第二十四条 音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構や音楽映像製品小売、レンタル業務に従事する個人は、『音楽映像製品経営許可証』を経営場所の見やすい位置に掲示しな

ればならない。

音楽映像直営チェーン店舗或いはチェーン経営カウンターは『音楽映像製品経営許可証』のコピーを経営場所の見やすい位置に掲示しなければならない。

第二十五条 情報ネットワークを介して音楽映像製品経営業務に従事する機構は、そのウェブサイト又はウェブページに音楽映像製品経営許可証の番号と発行部門を表示しなければならない。経営対象である音楽映像製品には名称、出版機構、中国標準音像製品番号を表示しなければならない。輸入された音楽映像製品に該当するものは、輸入承認文書番号を同時に表記しなければならない。

第二十六条 音楽映像製品卸売り、チェーン機構は、『音楽映像製品経営許可証』を取得した日より30日以内に、自機構の音楽映像製品倉庫或いは配達センターの具体的な住所、管理者及びその連絡先等状況を承認先の文化行政部門に報告し登録しなければならない。倉庫或いは配達センターの具体的な住所地、管理者及びその連絡先等状況に変更があった場合、変更日より15日以内に承認先の文化行政部門に報告し登録しなければならない。

第二十七条 如何なる機構や個人は本弁法第四条に定めた経営禁止としたもの、並びに第二十一条に規定した経営してはいけない音楽映像製品の預かり入れや郵送、輸送若しくは貯蔵をしてはならず、また、本弁法第四条に定めた経営禁止としたもの及び第二十一条に規定した経営してはならない音楽映像製品のために場所、代理等便宜を払ってはいけない。

第二十八条 県級以上人民政府文化行政部門は国の関連規定に基づき、音楽映像製品展覧、展示販売、見本市等出展活動への監督管理を強化しなければならない。

第二十九条 県級以上の人民政府文化行政部門は、音楽映像製品が違法であるか否かに関する鑑定申請を受理できる。

申請人は音楽映像製品の獲得地である県級以上人民政府文化行政部門へ書面による申請を行い、音楽映像製品の見本及び伝票等資料を提出し、音楽映像製品鑑定登記表を記入する。申請書には音楽映像製品の供給源、名称、数量、取得日と場所を明記し、鑑定目的と要求を提出するものとする。文化行政部門が音楽映像製品鑑定申請を受理する場合、鑑定業務に精通した2名以上のメンバーを指定して鑑定を行わせ、且つ申請受理日から10日以内に音楽映像製品鑑定結論を行い、音楽映像製品鑑定書を発行するものとする。

音楽映像製品鑑定書には鑑定を申し立てた音楽映像製品の名称、キャリアー、出版発行機構、中国標準音像製品番号、レーザデジタルメモリスコード、音楽映像製品偽造防止マーク等主な特徴や申請人の名称、住所地、有効な証明書及び連絡先、並びに鑑定結果等を

記載するものとする。当事者は鑑定結果に異議がある場合、鑑定書を受け取った日より15日以内に上級文化行政部門へ再審を請求できるものとし、上級文化行政部門は再審申立書の受領日より15日以内に書面による再審結論を提示するものとする。

第三十条 音楽映像製品卸売り、小売、レンタルとチェーン経営機構が名称や業務範囲を変更する、或いはその他音楽映像製品卸売り、小売、レンタルやチェーン経営機構を合併する、もしくは合併や分離によって新たな音楽映像製品卸売り、小売、レンタルとチェーン経営機構を設立する場合、『音楽映像製品管理条例』、本弁法及び企業登記管理の関連規定に基づき審査・承認と登記手続きを行うものとする。

音楽映像製品卸売り、小売、レンタルとチェーン経営機構が住所地、法定代表者又は主要責任者を変更する或いは経営活動を終止する場合、音楽映像製品小売、レンタル業務に従事する個人が業務範囲、住所地を変更する或いは経営活動を終止する場合、元の登記先である工商行政管理部門に登記変更若しくは登記抹消を行い、且つ登記日より30日以内に元の承認先である文化行政部門で登記するものとする。但し、住所地の変更が元の証書発行機関の管轄範囲を超えた場合、前項の規定に従って審査・承認と登記手続きを行うものとする。

第三十一条 県級以上の地方人民政府文化行政部門は、音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構従業員への教育訓練を強化し、従業員の音楽映像市場法規政策の習得力や違法音楽映像製品に対する識別力を向上させなければならない。

第四章 法的責任

第三十二条 文化行政部門及びその職員が、職務上の利便を悪用して他人から財物或いはその他利益を受け取り、法定の設立要件を満たさない音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構を承認するか又は監督職責を履行しない、若しくは違法行為を見つけたにもかかわらず取り締まらずに重大な結果をもたらした場合、責任を負う主管者及びその他直接帰責者に対して刑法の収賄罪、職権濫用罪、職務怠慢罪或いはその他犯罪に関する規定に基づき、法に従って刑事責任を追究する。刑事処罰に至らない場合、降級又は免職の行政処分を与えるものとする。

第三十三条 文化行政部門の職員が、音楽映像製品卸売り、小売、レンタル経営活動に従事する又は方式を変えて従事する、音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構の経営活動に参加又は方式を変えて参加する場合、法律によって免職或いは除名の行政処分を与えるも

のとする。文化行政部門に前項に記載した行為があった場合、責任を負う主管者及びその他直接帰責者に対して前項の規定に基づき処罰する。

第三十四条 音楽映像製品卸売り、小売、レンタル業務に従事する機構又は個人が、本弁法第四条で禁止された内容を含めたと明らかに知り又は知るべきでありながらその音楽映像製品を経営する場合、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構は業務停止と整理を命じ、違法で経営する音楽映像製品及び違法所得を没収する。違法経営金額が1万元以上のものに、違法経営金額の5倍以上から10倍以下の罰金を併科し、違法経営金額が1万元以下のものに、5万元以下の罰金を併科できるものとする。情状が重大な場合、許可証を撤回し、犯罪容疑があるものは、関連規定によって司法部門に移送し、法によってその刑事責任を追究する。

第三十五条 音楽映像製品卸売り、小売、レンタル業務に従事する機構又は個人が名称若しくは商号、住所地、法定代表者或いは主要責任者、業務範囲等の変更に、本弁法に従って審査・承認、登記手続きをしなかった場合、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構は改正を命じ、警告を与えるものとする。情状が重大な場合、業務停止・整理もしくは許可証撤回を併科する。

第三十六条 以下の行為の何れかがあるものに、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構は違法行為差し止めを命じ、警告を与え、違法で経営する音楽映像製品と違法所得を没収する。違法経営金額が1万元以上の場合、違法経営金額5倍以上から10倍以下の罰金を併科し、違法経営金額が1万元以下の場合、1万元以上から5万元以下の罰金を併科する。情状が重大な場合、業務停止・整理若しくは元許可書発行機関による許可証撤回を併科する。犯罪容疑のあるものは、関連規定によって司法部門に移送し、法によってその刑事責任を追究する。

(一)音楽映像出版機構以外のものによって出版された音楽映像製品、又は音楽映像出版機構が違法で出版した音楽映像製品を経営するもの；

(二)音楽映像複製機構以外のものによって複製された音楽映像製品又は音楽映像製品複製機構が違法で複製した音楽映像製品を経営するもの；

(三)文化部による承認を得ずに輸入された音楽映像製品を経営するもの；

(四)研究や教育参考に供す又は展覧や展示用に輸入された音楽映像製品を経営するもの；

(五)その他違法な音楽映像製品を経営するもの。

第三十七条 以下の事情の何れかがあるものは、本弁法第三十四条、第三十五条、第三十六条で言う情状が重大な場合に該当する。

(一)『音楽映像製品管理条例』或いは本弁法の規定に違反して、二年間内において文化行政部門による行政処罰を二回受け、また更に『音楽映像製品管理条例』或いは本弁法の規定に違反した場合；

(二)業務停止・整理期間中に無断に営業を行う場合；

(三)本弁法第四条で禁止された内容を含めると明らかに知るまたは知るべきでありながら、その音楽映像製品を経営し、重大な社会的影響をもたらした場合；

(四)本弁法第二十一条に規定してある経営してはいけない音楽映像製品を 100 枚以上経営した場合；

(五)その他重大な違法情状がある場合。

第三十八条 第四条に定めた経営禁止としたもの、並びに第二十一条に定めた経営してはならない音楽映像製品の預かり入れや郵送、輸送、若しくは上述した音楽映像製品の経営に場所や代理等便宜を払った場合、文化行政部門若しくは法によって授權された法執行機構によって、上述した音楽映像製品を没収し、且つ関連法律・法規に基づき帰責者に処罰を与える。犯罪容疑のあるものは、関連規定によって司法部門に移送し、法によってその刑事責任を追究する。

第三十九条 本弁法の規定に違反して、本弁法に基づいて発行された許可証や承認文書の改ざん、転売、レンタル、貸し出し又はその他の方式による違法譲渡をしたものは、文化行政部門若しくは法によって授權された法執行機構が、違法行為差し止めを命じ、且つ警告を与えるか、または 1 万元以上 3 万元以下の罰金を科する。

第四十条 音楽映像の出版や卸売り機構が音楽映像製品の卸売りに、国の関連規定による出荷伝票を提供しない場合、出荷機構若しくは仕入れ機構が出荷票、仕入れ証票及び関連づける伝票資料を出荷日或いは仕入れ日より 2 年以内に保管しない場合、文化行政部門若しくは法によって授權された法執行機構によって警告を与えるか、或いは 5000 元以下の罰金を科する。音楽映像製品の小売機構や音楽映像製品小売業務に従事する個人が、音楽映像製品の販売にインボイスと領収書を発行しない場合、音楽映像製品のレンタル機構や音楽映像製品レンタル業務に従事する個人が音楽映像製品のレンタル時間、名称と数量等事項を記録しない場合、文化行政部門若しくは法によって授權された法執行機構が警告を与えるか、または 3000 元以下の罰金を科する。

第四十一条 音楽映像出版機構が出版した音楽映像製品や音楽映像製品完成品の輸入機構が輸入した音楽映像製品に、文化部の監督を受けて製造した音楽映像製品偽造防止マークを貼り付けなかった場合、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構が警告を与えるか、または1万元以下の罰金を科する。

第四十二条 音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル機構及び音楽映像製品小売、レンタル業務に従事する個人が、『音楽映像製品経営許可証』を経営場所の見やすい位置に掲示しない場合、音楽映像直営チェーン店舗若しくはチェーン経営カウンターが『音楽映像製品経営許可証』コピーを経営場所の見やすい位置に掲示しない場合、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構が警告を与えるか、または3000元以下の罰金を科する。

第四十三条 情報ネットワークを介して音楽映像製品経営業務に従事する機構が、そのウェブサイト又はウェブページに音楽映像製品経営許可証の番号と発行部門を表記しない場合、経営対象である音楽映像製品には名称、出版機構、中国の標準音像製品番号を表記しない場合、輸入された音楽映像製品に該当するものには輸入承認文書番号を同時に表記しない場合、文化行政部門若しくは法によって授権された法執行機構は警告を与えるか、または3000元以下の罰金を科する。

第四十四条 申請人が、音楽映像製品の卸売り、小売、レンタル業務に従事することを申請する場合、欺瞞や賄賂等不正な手段によって行政許可を取得した場合、文化行政部門は法によって行政許可を撤回し、且つ警告を与えるか、または1万元以下の罰金を科することができるものとする。

第四十五条 許可証を撤回された機構の法定代表人又は主要責任者は、許可証の撤回日より10年以内、音楽映像製品卸売り、小売、レンタル機構の法定代表人又は主要責任者になってはならない。音楽映像製品小売、レンタル業務に従事する個人が許可証撤回の行政処罰を与えられた場合、許可証の撤回日より10年以内、音楽映像製品小売、レンタル業務に従事してはならない。

第四十六条 本弁法第四条に定めた経営禁止としたもの並びに第二十一条に規定した経営してはならないものを含めた音楽映像製品の卸売り、小売、レンタルを行った場合、当事者が違法音楽映像製品の供給源について説明し、特定した後検証によって確認されたものは、違法音楽映像製品や違法所得を没収するが、ほかの行政処罰は軽減するか或いは免除することができるものとする。

第四十七条 文化行政部門若しくは法によって授權された法執行機構は、公衆がチェックしやすいよう、行政処罰公示制度を構築しなければならない。

第五章 附 則

第四十八条 『音楽映像製品経営許可証』は省、自治区、直轄市の人民政府文化行政部門が文化部より提供された書式に従って統一に印刷する。許可証は正本と副本に分けられる。正本は壁掛け式で、副本は折り畳み式である。

第四十九条 本弁法で言う卸売りとは、音楽映像製品の経營業務に従事する機構若しくは個人を対象に音楽映像製品を販売する行為を指す。

本弁法で言う小売とは、消費者を対象に音楽映像製品を販売する行為を指す。

本弁法で言うレンタルとは、消費者を対象に音楽映像製品をレンタルする行為を指す。

本弁法で言う経営場所とは、販売、事務と貯蔵の場所を指す。

第五十条 法律、行政法規に中外合作の音楽映像製品販売企業、音楽映像製品の輸入と音楽映像製品の営利性上映活動管理に関して別途規定がある場合、その規定に従うものとする。

第五十一条 本弁法に対する解釈は文化部が責任を持つ。

第五十二条 本弁法は2006年12月1日より施行する。文化部が2002年3月5日に公布し、2004年6月2日に改正した『音楽映像製品卸売り、小売、レンタル管理弁法』は同時に廃止する。